



# 週間情報



No.2905

発行日 平成29年2月7日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 法制執務研修会を福島市において開催

全国消防長会

全国消防長会では、平成29年1月31日(火)、福島市(ホテル福島グリーンパレス)において、福島県消防長会の協力のもと、福島県内の消防職員109名に対して法制執務研修会を開催しました。

研修会では、本会顧問弁護士木下健治氏により、「消防関係判例100」及び「消防行政相談事例集」(一般財団法人全国消防協会発行)等を用いて、警防業務、救急業務、指令業務、パワーハラスメント事案等、多岐にわたる判例や事例について講義していただきました。

また、研修会の最後に、全国消防保険サービス(株)から「業務中の賠償リスクと保険について」の説明も実施しました。



【研修会の状況】

### ◆ 平成29年春の火災予防運動用ポスターの配布

一般財団法人全国消防協会

一般財団法人全国消防協会では、春の火災予防運動を迎えるにあたり、平成28年度の火災予防等広報事業の一環として、春の火災予防運動用ポスターを作成しました。

各消防本部(局)には、平成29年2月8日(水)に発送しますのでご活用ください。



◆ 消防職員傷害保険・消防職員医療保険の中途加入等のご案内について

一般財団法人全国消防協会

一般財団法人全国消防協会では、消防職員にとって非常に有利な福利厚生制度であります消防団体保険（「消防職員傷害保険・消防職員医療保険」）の中途加入を現在受付中です。

団体割引30%を適用したお手頃な保険料で、ケガや病気による通院、入院、手術等に対する補償が充実していますので、この機会に是非ご利用下さい。

1 今回ご案内している保険

| 保険名称                 | 保険期間                            | 本部担当者<br>提出締切日      |
|----------------------|---------------------------------|---------------------|
| 消防職員傷害保険<br>消防職員医療保険 | 平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 1 月 1 日 | 平成 29 年 2 月 28 日(火) |

2 各保険の主な特徴

| 保険名称     | 主な補償内容   | こんな方にお勧め  |
|----------|--|---|
| 消防職員傷害保険 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケガによる通院、入院を1日目から補償</li> <li>・ケガによる手術と死亡、後遺障害を補償</li> <li>・天災危険補償特約が全プラン・全コースにセット</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務中や日常生活でのケガが心配の方</li> <li>・スポーツをしている方・小さいお子さんがいる方</li> <li>・家族が4人以上いる方</li> </ul> ⇒「家族コース」加入がお得です。 |
| 消防職員医療保険 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケガと病気による入院を1日目から補償</li> <li>・ケガと病気による手術、死亡を補償</li> <li>・先進医療に要する費用等の実費を300万円限度に支払補償</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公務中や日常生活でのケガと病気の両方が心配の方</li> <li>・退職後も病気の補償を継続したい方</li> <li>・先進医療による治療を受けたい方</li> </ul>             |

※補償内容の詳細はパンフレットまたは以下の協会ホームページでご確認下さい。

(<http://www.ffaj-shobo.or.jp/>)

3 新採用職員への保険案内

上記保険と同時に、本年4月から新たに消防職員になられる皆様に対する各種消防団体保険の案内資料を「新採用職員の皆様へ」と記した黄色の専用封筒に入れて、各消防本部（局）の新採用職員数（概数）分を送付しておりますので、当該職員へご配布いただき、全国の消防職員のための福利厚生制度として、加入を推奨くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、新採用職員につきましては、4月に各消防学校において当該保険の説明会を実施させていただく予定ですが、各消防本部（局）での採用前の説明会や制服の採寸時等、なるべく早期に当該資料をお渡しいただければ消防学校入校前に、各本部（局）での加入申込書の提出も可能となりますので、ご協力をお願いいたします。

○ 本件についてご不明な点等がございましたら以下の協会担当までお問い合わせください。

|            |              |
|------------|--------------|
| 担当（問い合わせ先） |              |
| 業務課        | 河野・石井(美)     |
| ファクシール     | 0120-119-147 |
| 電話         | 03-3234-1321 |

### 訓練・演習

#### ◆ 第7回救助活動検討会及び国際消防救助隊員集合訓練を実施

いわき市消防本部（福島）

いわき市消防本部では、平成29年1月19日（木）及び20日（金）、救助活動に関する知識・技術の統一化を目的に、国際緊急援助隊救助チームの技術アドバイザーである在日米海軍統合消防局佐世保署の草場氏を講師に招き、救助活動検討会及び国際消防救助隊員集合訓練を実施しました。

講師には土砂災害等への対応について講演いただくとともに、国際消防救助隊員に必要となる技術を指導していただきました。講師が推奨するステップカットによるクリーンブリーチングでは、厚さ15cmの床に60cm四方の開口部を約1時間という短時間で設定でき、常備資機材でも十分に対応可能であることを確認しました。

今後も、講義及び技術指導の内容をもとに、知識と技術の向上に努めてまいります。



【検討会の様子】



【訓練の様子】

#### ◆ 国指定の有形重要文化財で消防演習を実施 ～育てよう歴史を守る防火の心～

東京消防庁（東京）

東京消防庁豊島消防署では、平成29年1月25日（水）、地域コミュニティの中心に位置し、平成28年7月に国の有形重要文化財に指定された法明寺「鬼子母神堂」において、「育てよう歴史を守る文化財」をスローガンに文化財防火デーに伴う消防演習を実施しました。

当日は、鬼子母神堂社務所から出火したという想定で、鬼子母神自衛消防隊と鬼子母神通り西参道商店会員による初期消火活動（街角消火栓・バケツリレー）、消防隊員や消防団員による機敏な延焼阻止活動、全隊による「鬼子母神堂」への一斉放水が実施されました。

境内では、見学を訪れた保育園児（150名）や参詣者から機敏な活動や圧倒的な力強い放水に対して歓声や拍手が沸き起こりました。

今回の演習を通して、文化財の歴史と地域連携をあらためて確認し、将来に継承すべき国の有形重要文化財「鬼子母神堂」の防火防災体制の充実強化を呼び掛けることができました。



【演習の様子】

## ◆ 文化財防火デー特別消防訓練を実施 ～郷土の歴史的財産を未来へ引き継ぐために～

### 泉州南消防組合泉州南広域消防本部（大阪）

泉州南消防組合泉州南広域消防本部では、第63回文化財防火デーの平成29年1月26日（木）に、阪南市波太神社において、阪南市消防団と合同で特別消防訓練を実施しました。

この訓練では、波太神社本殿重要文化財からの出火を想定し、文化財の搬出訓練及び消火訓練等を行い、当消防本部からは、タンク車1台、ポンプ車2台、救助工作車1台、指揮支援車1台計5台（14名）、阪南市消防団からは、ポンプ車1台（5名）が参加し、搬出・消火訓練等一連の活動を実施しました。

また、波太神社関係者も参加し、「みんなで守ろう文化財」を合い言葉に、通報、初期消火及び避難の訓練を行い、それぞれ大変貴重な経験になったと話していました。

今回の訓練のほか、各消防署において管内の文化財を対象に消防団と合同で訓練を実施しました。



【訓練の様子】

## 研修等

### ◆ 太陽光発電火災発生時対応講習会を開催

匝瑳市横芝光町消防組合消防本部では、平成29年1月25日（水）、国立研究開発法人産業技術総合研究所より講師を招き、太陽光発電火災発生時の消防活動についての講習会を開催しました。

講習会には当消防本部及び近隣消防本部の職員約50人が参加し、講師から太陽光発電システムの構造、さまざまな火災・事故事例等について画像等を交えてわかりやすくご教示いただきました。

本講習会の開催によって、消防活動中における危険性を十分理解することができ、今後の消防活動をより安全に行うための知識の向上が図れた大変貴重な機会となりました。

そうさしよこしばかりまち

### 匝瑳市横芝光町消防組合消防本部（千葉）



【講習会の様子】

## その他

### ◆ 無人航空機（ドローン）による災害情報収集を実施

川口市消防局（埼玉）

川口市消防局では、平成28年5月から無人航空機操縦者の養成を開始し、平成28年12月1日（木）から災害時の運用を行っています。

現在は、人口集中地区での飛行の要件を満たした警防隊員10名が、交代で災害出場に備え、現場から要請を受けた事案、又は警防課で必要と判断した事案に対し活動を行っています。

運用開始後は、水難救助や火災現場に出場し、指揮支援活動として上空から撮影した映像を現場指揮本部へ提供するとともに、警防本部へもリアルタイムで電送しています。

今後も、様々な事案に対し活用を図っていきます。



【無人航空機からの現場映像】

### ◆ 予防業務推進プロジェクトチームを結成

松江市消防本部（島根）

松江市消防本部では、予防業務専従職員と予防業務を兼務している警防隊の若手職員が中心となって、平成29年1月に予防業務推進プロジェクトチームを立ち上げました。

これは職員の大量退職期を迎え、予防経験の浅い若手職員が増加するなかで、予防技術の伝承を行い、予防従事者の育成を行うとともに、全職員が予防業務に慣れ親しめる環境を作ることを目的として若手職員からの発案で結成しました。

今後、プロジェクトチームでは、各種予防事務手続きの作成、松江消防独自の立入検査マニュアルの作成及び若年職員の予防技術スキルアップを行っています。



【事務手続き作成会議の様子】

### ◆ 消防音楽隊消防長検閲を実施

太田市消防本部（群馬）

太田市消防本部では、平成29年1月25日（水）、当消防本部屋内訓練場において、日頃の訓練成果の検証と士気の高揚を目的に、消防音楽隊の消防長検閲を実施しました。

一糸乱れぬ動きのあるカラーガード隊員との共演は、音楽隊の存在感をより高めるものでした。

今後も演奏活動を通じて火災予防や救急車の適正利用など広報活動の推進に重要な一翼を担ってまいります。



【検閲の様子】

## ◆ 消防本部のメールアドレス変更について

### ○ 10506 紋別地区消防組合消防本部（北海道）

新メールアドレス [mom\\_syoubou01@city.mombetsu.lg.jp](mailto:mom_syoubou01@city.mombetsu.lg.jp)

※ 理由 アドレス変更

平成29年2月1日から運用開始

### ○ 20607 三沢市消防本部（青森）

新メールアドレス [msw\\_fd-soumu@misawashi.aomori.jp](mailto:msw_fd-soumu@misawashi.aomori.jp)

※ 理由 セキュリティ強化に伴いアドレス変更

平成29年2月6日から運用開始

## 消防学校からの便り

### ◆ 第700期消防学生卒業式を実施

#### 東京消防庁消防学校（東京）

東京消防庁消防学校では、平成29年1月30日（月）、節目となる第700期初任学生85名の卒業式を実施しました。

大正3年10月1日に前身の消防訓練所が半蔵門北側の麴町区元園町（現 千代田区麴町）に創立され、第1期生が入所してから103年となる現在までに、初任教育の修了者は58,353名にのびります。

現在、当消防学校では、多種多様化する災害に対応できる消防職員と消防団員の育成を目指し、初任教育、幹部教育、専科教育、救急教育を行っています。



【卒業式の様子】

## 国等の動き

### 消防庁通知等

#### ◆ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について（通知）（1月26日、消防危第7号）

消防庁次長より、各都道府県知事、各指定都市市長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第3号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、同日付で施行されることとなりました。

圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第3項第4号及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第27条の3により技術上の基準が定められているところではありますが、今般、給油取扱所において、圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置し、給油と圧縮天然ガス充填のための停車スペースを共用化する場合の技術上の基準を定めるべく、規則の一部を改正したところです。

貴職におかれましては、下記（省略）事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

- 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290126\\_ki7.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290126_ki7.pdf)) に掲載されています。

◆ 「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(通知)」の一部改正について(1月26日、消防危第31号)

消防庁危険物保安室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する運用については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(通知)」(平成10年3月11日付け消防危第22号。以下「22号通知」という。)によりお願いしているところであります。

圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所において圧縮天然ガス等のディスペンサー及びガス配管を設置する際は、給油空地及び注油空地以外の場所とすることとされておりましたが、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第3号)が本日公布・施行され、一定の措置等を講じた場合、圧縮天然ガスのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置することができることとされました。

このたび、22号通知の一部を下記(省略)のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、下記(省略)事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290126\\_ki31.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290126_ki31.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】  
危険物保安室  
担当：金子係長、横山事務官

◆ 女性消防吏員の職場環境等に関する調査の結果について(1月26日、事務連絡)

消防庁消防・救急課長より、各都道府県消防防災主管部局長あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

平成28年11月30日付け消防消第233号で依頼した「女性消防吏員の職場環境等に関する調査の実施について」の結果について、別添(省略)のとおり取りまとめましたので、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、周知されるようお願いいたします。

消防庁においては、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進の取組の一環として、消防署所等において女性消防吏員の就業環境の整備が図られるよう、女性専用施設の整備に要する経費について特別交付税措置を講じていますので、積極的に御活用いただくよう、引き続き適切な助言をお願いいたします。

- 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290126\\_jimurenaku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290126_jimurenaku.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】  
消防・救急課職員第一係  
担当：芥田、永田

◆ 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）（1月31日、府政防第53号、消防第10号）

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長より、各都道府県消防防災主管部長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年8月に一部改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」につきましては、内閣府において、以下の検討会等の報告を踏まえ、内容の見直し、充実を図るとともに、名称を「避難勧告等に関するガイドライン」に変更する改定を本日より行いました。

- ・ 平成28年8月の台風第10号災害を受けて設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」
- ・ 平成27年9月の関東・東北豪雨災害を受けて設置した「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」

貴職におかれましては、本改定の趣旨を御理解の上、今後の自然災害からの避難対策に万全を期すため、別添について、貴都道府県内の市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

市町村が避難勧告等を適時的確に発令できる体制を確保するためには、都道府県の市町村に対する支援が不可欠です。「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」（平成28年12月20日消防第176号）など関連する検討会の報告や通知等※も参考に、関係機関・都道府県関係部局が連携して市町村に助言する体制を構築するなど、各市町村における取組について必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290131\\_fuseibou53\\_sai10.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290131_fuseibou53_sai10.pdf) に掲載されています。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)付  
担当：参事官補佐 多田 直人、主査 吉松 直貴  
消防庁 国民保護・防災部 防災課  
担当：災害対策官 田中 克尚、総務事務官 森田 萌水

◆ 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う緊急速報メール運用上の留意点について（1月31日、事務連絡）

消防庁防災情報室より、各都道府県消防防災主管課あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について（平成28年12月26日付け府政防第1416号、消防第184号）により、避難準備情報等の名称が変更され、名称の文字数が増加することになりました。なお、本日付で「避難勧告等に関するガイドライン」の改定について（通知・依頼）（平成29年1月31日付け府政防第53号、消防第10号通知）により、正式にガイドラインの改定がされています。

緊急速報メールの運用に当たっては、配信できる文字数に制限があることから、あらかじめ送信文例等を準備している場合は、名称変更への対応によりその文字数が制限を超えないことを確認いただくとともに、文字数の制限を超えていると配信されないことに改めて留意していただくようお願いいたします（下記（省略）参照）。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を周

知していただきますようお願いいたします。

- 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290131\\_jimurenaku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2901/pdf/290131_jimurenaku.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】  
防災情報室  
担当：明田、塚狭、齋藤、杉浦

#### ◆ 平成29年度消防庁広報施策テーマについて（2月1日、事務連絡）

消防庁総務課より、各都道府県消防防災主管部(局)、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに事務連絡されましたのでお知らせします。

平素から、消防防災関係の広報につきまして、格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当庁では、毎年度広報施策テーマを定め、記者発表や下記の媒体の活用により、広く国民に対し広報活動を実施しております。

つきましては、別添（省略）のとおり、「平成29年度消防庁広報施策テーマ」を作成しましたので、各団体におかれましては、当該広報施策テーマを御参考にいただき、地域の実情に応じて、積極的な広報活動を推進されますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部（局）におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、その旨御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

#### 記

- 1 消防庁の広報媒体（消防の動き、ホームページ等）
- 2 総務省の広報媒体（広報誌、ホームページ等）
- 3 内閣府の広報媒体（ホームページ、ラジオ番組、インターネットテレビ等）

- 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290201\\_jimurenaku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290201_jimurenaku.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】  
総務課広報係  
担当：菊田、佐々木

#### ◆ 林野火災に対する警戒の強化について（2月3日、消防特第13号）

消防庁特殊災害室長より、各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

林野火災対策の推進につきまして、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

例年、春先の空気が乾燥する中で、たき火、火入れや放火（疑いを含む）などを原因とする林野火災が全国各地で多発しています。平成28年は、3月から5月にかけて林野火災が約600件発生している状況です。本年に入り、焼損面積10ヘクタール以上の林野火災は幸いにも発生しておりませんが、今後本格的な春の行楽シーズンを迎えるにあたり、出火防止及び火災拡大防止のため、林野火災に対する警戒を強化することが重要と考えます。

つきましては、貴職におかれましても、気象状況等地域の事情を踏まえながら、下記（省略）事項及び「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成21年4月15日付け消防特第69号・消防応第138号）を参考のうえ、報道機関との連携を図り、住民に対する広報活動を行うなど林野火災対策の推進について特段の御配慮をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村及び消防本部に対して（東京消防庁・各指

定都市を除く)、この旨周知下さるよう併せてお願いいたします。

なお、林野の焼損面積が20ヘクタール以上の火災については、昭和55年3月11日付け消防地第81号通知において依頼しているとおり、林野火災対策資料を消防庁特殊災害室まで提出して下さるようお願いいたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290203\\_toku13.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2902/pdf/290203_toku13.pdf))に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

特殊災害室

担当：菊地補佐、酒川係長

**報道発表**

**◆ 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」の開催（2月2日、消防庁）**

「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を開催することとしましたのでお知らせします。

1 背景・目的

消防本部における職員のセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント事案等（以下「ハラスメント等」という。）の実態を調査し、各消防本部において講じる対策のあり方について検討します。

2 主な検討項目

ハラスメント等の実態の調査、各消防本部において講じる対策のあり方

3 スケジュール

平成29年2月6日（月）に第1回ワーキンググループを開催する予定です。  
（2月6日開催済）

4 ワーキンググループ委員

別紙（省略）委員等名簿のとおり

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/02/290202\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/02/290202_houdou_1.pdf))に掲載されています。

**【問い合わせ先】**

消防・救急課

担当：芥田係長、島田事務官

**◆ 緊急消防援助隊出動に係る消防庁長官表彰授与式の開催（2月3日、消防庁）**

平成28年に発生した平成28年熊本地震及び台風第10号による災害に際し、緊急消防援助隊として出動した225消防本部及び14県（消防防災航空隊）に消防庁長官から賞状を授与します。

1 功績

平成28年に発生した平成28年熊本地震及び台風第10号による災害に際して、消防庁長官の出動の求めに応じ、緊急消防援助隊として迅速に被災地へ出動し、救出活動、行方不明者の捜索及び情報収集を行うなど消防活動に従事し、功労があったもの。

2 対象団体

別紙1（省略）のとおり。

- 3 授与式  
日 時 平成 29 年 2 月 8 日 (水) 11 時 15 分～12 時 00 分  
場 所 主婦会館プラザエフ 4 階「シャトレ」  
(東京都千代田区六番町 15 番地)  
出席者 別紙 2 (省略) のとおり。

- 全文は、消防庁ホームページ ([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/02/290203\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/02/290203_houdou_1.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】  
広域応援室  
担当：塩谷課長補佐、望月係長、北村事務官

### 情報提供

#### ◆ 第 28 次消防審議会 (第 4 回) の開催 (2 月 6 日、消防庁)

- 1 日時  
平成 29 年 2 月 16 日 (木) 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
- 2 場所  
主婦会館プラザエフ 7 階カトレア  
(東京都千代田区六番町 15 番地)
- 3 議事 (予定)  
(1) 消防の広域化及び連携・協力に関する答申案について  
(2) その他
- 4 出席者  
消防審議会委員、消防審議会専門委員、消防庁長官他
- 5 傍聴に当たっての留意事項  
(以下省略)

- 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2017/20170206-1.pdf>) に掲載されています。

【問い合わせ先】  
総務課  
担当：諏訪課長補佐、野崎事務官、中居事務官

- ※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : [weekly@fcj.gr.jp](mailto:weekly@fcj.gr.jp)